

処方箋 第34号

処方箋 第34号

一人暮らしは狙われる！？

年末に、見覚えのある布団業者が家に来た。

布団は売るほどあり、欲しくはなかったが、
布団業者が上り込み、しつこく勧めるので
断り切れず、14万円の布団を買い、その場で
半分支払った。

正月に里帰りした娘に「また、買ったの！」と
叱られ、目が覚めた。契約は1カ月以上前だが、
要らないので解約したい。

(85歳 一人暮らし 女性)

<相談の経緯>

見覚えのある布団業者は、以前は、別の布団店
に勤めており、相談者にたくさんの布団を販売し
ていました。今回は、別会社に移った後、高級枕
や布団カバーを現金9万円で買わせ、さらに14
万円の布団を買わせていました。

センターから布団業者に、「一人暮らしには
過量販売であり、客観的にみても問題点が多
い」と解約交渉しました。

最初は、「無理やり売りつけていない」と、解約
に応じませんでした。粘り強い交渉の結果、渋々
了承し、支払ったお金が全額返金されました。



過量販売の禁止

訪問販売では、日常生活において通常必要
とされる分量を著しく超える商品やサービ
スを勧誘することは過量販売となり禁止さ
れています。

新品同様の商品を下取りして新しい商品
購入を勧めたり、また、今回の相談のように、
すでに布団をたくさん持っている消費者に
新しい布団を勧誘したりすることは、消費者
の持っていた布団がたとえ他業者の販売し
た商品であったとしても、過量販売となり、
1年以内であれば解除も可能です。



周囲の見守りが、消費者被害を防ぎます。

ご相談は…
まずは
お電話！！



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話：0796-23-1999